

○上山市都市計画審議会条例

昭和44年10月14日 条例第24号

上山市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、上山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
 - (2) 市議会の議員 2人以内
 - (3) 関係行政機関の職員又は市民 4人以内
- 2 前項の委員の任期は、2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、第3条第1項第1号により任命された委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければならない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月24日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の第3条第1項第3号により新たに任命された委員の任期については、同条第2項の規定にかかわらず、平成13年12月18日までとする。

附 則 (平成16年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月16日条例第26号)

この条例は、平成21年12月19日から施行する。